

長野県企業局 PR キャラクター「水望メグ」利用取扱規程

施行：令和4年12月23日

(目的)

第1条 この規程は、長野県企業局 PR キャラクター「水望メグ」（以下「水望メグ」という。）のイラストの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「水望メグ」とは、長野県企業局 PR キャラクターとして企業局が制作したキャラクターをいう。

(権利)

第3条 水望メグのイラストの利用に関する一切の権利は企業局に帰属する。

- 2 水望メグのイラスト等の利用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として承認しない。
ただし、特に効果があると認められる場合は、この限りではない。

(利用の申請)

第4条 水望メグのイラストを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が利用する場合及び長野県企業局（以下「企業局」という。）が特に申請を要しないと認めた場合を除き、あらかじめ企業局の利用の許諾（以下「利用許諾」という。）を受けなければならない。

- 2 水望メグのイラストを利用しようとする者は、次の各号を全て満たすものとする。
- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
 - (2) 日本国内に所在を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、企業局が適当と認める場合はこの限りではない。
- 3 第1項の利用許諾を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、企業局に提出しなければならない。
- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
 - (2) 水望メグのイラストの利用状況がわかる完成見本等
 - (3) その他、企業局が必要と認める書類

(利用許諾)

第5条 企業局は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が企業局の認知度向上や企業局の施策の推進に寄与すると認めるときは、利用許諾をすることができる。この場合において、企業局は必要があると認める場合には、水望メグのイラストの利用方法その他について、条件を付することができる。

- 2 水望メグのイラストの利用許諾の期間は、利用許諾した日から2年以内とする。
- 3 企業局は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（様式第2号）を申請者へ送付する。
- 4 企業局は、利用許諾を行ったときは、利用者に水望メグのイラストの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用許諾の制限)

第6条 水望メグのイラストの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、企業局は利用許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 企業局の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
 - (7) 水望メグのイラストの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (8) 水望メグのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (9) 水望メグのイラストの定められた色、形状、配色その他水望メグのイラストの利用が適当でないと認められる場合
 - (10) 利用申請の内容又は責任の所在が不明瞭と認められる場合
 - (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
 - (12) その他、企業局が水望メグのイラストの利用が適当でないと認める場合
- 2 企業局は、利用許諾しない場合は、利用不許諾書（様式第3号）を申請者へ送付する。

(利用料)

第7条 水望メグのイラストの使用に係る利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく利用すること。
- (3) 原則として、水望メグのイラストに近接して「長野県企業局 PR キャラクター「水望メグ」」又は「水望メグ（長野県企業局 PR キャラクター）」と表記すること。
- (4) 水望メグのイメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。
- (5) 当該利用に係る対象物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (6) 第5条の利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(利用許諾内容の変更等)

第9条 利用者が利用許諾の内容について変更を使用とする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書（様式第4号）を企業局に提出し、企業局の許諾を受けなければならない。

- 2 企業局は、前項に規定する利用許諾内容変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾書（様式第5号）を交付する。

(利用許諾期間の延長)

第10条 利用者は利用許諾の内容を変更することなく利用許諾期間を超えて引き続き利用しようとする場合は、あらかじめ、利用許諾期間延長報告書（様式第6号）を企業局に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する利用許諾期間延長報告書の提出をもって、第5条第1項の利用許諾を受けたものとする。
- 3 前項による利用許諾の期間は、利用許諾した日から2年以内とする。

(利用許諾の取消し等)

第11条 企業局は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（第9条の規定による追加又は変更の許諾及び前条の規定による利用許諾期間の延長の利用許諾があったときは、その追加又は変更後及び期間延長後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者

に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、利用許諾取消の日から水望メグのイラストを利用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
 - (2) 利用者が利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請者の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他水望メグのイラストの利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 前項の規定による利用許諾の取消しは、利用許諾取消書（様式第7号）をもって行ものとする。
 - 3 企業局は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（利用の非独占性等）

第12条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 企業局は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

- 第14条 企業局は、水望メグのイラストの利用許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、水望メグのイラストを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、企業局に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 利用者は、水望メグのイラストの利用に際して故意又は過失により企業局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を企業局に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第15条 企業局は、水望メグのイラストの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、水望メグのイラストの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、長野県企業局経営推進課企画開発係が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、水望メグのイラストの利用に関し必要な事項は、企業局が別に定める。

附則

この規程は、令和4年12月23日から施行する。